知多市不妊治療費補助金　４年度までの制度の経過措置対象となる方について　早見表

一般不妊治療の補助交付申請ができる補助対象者について、
４年度までの制度では、「補助期間は治療開始後妻の年齢が４３歳になった場合でも、継続する２年度まで」という運用でしたが、
５年度以降の制度では、改正後の交付要綱に基づき、「不妊治療開始時における妻の年齢が４３歳未満であること」に変わります。
経過措置は、令和５年度以降に補助交付申請する方のうち、条件を満たす方には、４年度までの制度の運用を適用するものです。

・経過措置は、条件を満たす方に、最長で令和６年度まで適用されます。
　（条件：令和４年度の補助交付申請実績があり、５年３月１日時点で妻が４２歳または４３歳の方）
　令和７年度以降の申請はすべて「治療を受けた日が令和５年３月１日以降」と同じ扱いになります。
・どの場合においても、令和５年度以降に申請する方は、「保険適用分の治療のみ」補助交付申請が可能です。

【**一般**不妊治療　経過措置適用範囲　早見表】　　○：可　×：不可

※特定不妊治療（生殖補助医療）は一律の条件（４３歳になるまでの保険適用分のみ補助交付申請可）のため、経過措置はなし。表の作成も省略。

治療を受けた日	妻の年齢 （令和５年３月１日時点）	令和４年度の 補助交付申請実績	令和５年度の 補助交付申請可否	令和６年度の 補助交付申請可否
令和４年３月１日から 令和５年２月２８日まで	４１歳以下	あり	経過措置の適用なし （改正後の要綱に準拠）	
		なし		
	４２歳 （６年２月２８日までに４３歳になる場合）	あり	○	○ （経過措置）
		なし	○ （改正後の要綱に準拠）	×
	４３歳 （６年２月２８日までに４４歳になる場合）	あり	○ （経過措置）	×
		なし	×	×
令和５年３月１日以降 （＝改正後の要綱が適用されます）	４１歳以下	問わない	○	○
	４２歳 （６年２月２８日までに４３歳になる場合）	問わない	○	×
	４３歳 （６年２月２８日までに４４歳になる場合）	問わない	×	×